

# 国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程

平成26年12月24日

改正

平成30年12月19日

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）

第33条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員のうち、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規定に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令に定めるところによる。

## (対象者)

第3条 年俸制適用職員は、就業規則第3条第一号に規定する者のうち、次に掲げる者とする。

- 一 この規程の適用を受ける意思を表示した職員のうち、学長が年俸制の適用を認めた者
- 二 新たに採用する者で国、独立行政法人、他の国立大学法人等の機関から引き続き大学に採用する者のうち、採用日の前日において年俸制の適用を受けていた者のうち当該適用を受けていた年俸制がこの規程に定める年俸制と同様の制度であり、学長がこの規程に定める年俸制の適用が必要であると認めた者
- 三 新たに採用する者で補助金事業等、特定の業務に従事する者のうち学長がこの規程の適用を必要と認めた者

## (給与の種類)

第4条 年俸制適用職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

- 一 基本給は、本給とし、別表第1に定める基本年俸の額を12で除して得た額を本給の月額とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、クロスアポイントメント手当及び寒冷地手当とする。

## (給与の支給日)

第5条 本給、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び初任給調整手当はその月の月額の全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に、クロスアポイントメント手当はその月の分を、支給要件が確認された日の翌月17日に支給する。ただし、支給日（この条において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日にあたるときは、支給日の前々日（その日が休日にあたるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日にあると

きは、支給日の前日（その日が休日にあたるときは、支給日の前々日）に、支給日が休日にあたるときは、支給日の前日（その日が日曜日にあたるときは、支給日の翌日）に支給する。

- 2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日の属する月の17日に支給する。ただし、支給日が日曜日にあたるときは、支給日の前々日（その日が休日にあたるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日にあたるときは、支給日の前日（その日が休日にあたるときは、支給日の前々日）に、支給日が休日にあたるときは、支給日の前日（その日が日曜日にあたるときは、支給日の翌日）に支給する。

（基本年俸の決定等）

第6条 年俸制適用職員が受ける基本年俸は、年俸制適用職員に適用される号給に対応する別表第1に定める号給の額とする。

- 2 基本年俸の適用期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、新たに年俸制適用職員となった者の初年度の適用期間については、年俸制適用日以後、最初の12月31日までとする。
- 3 新たに年俸制適用職員となった者の号給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験、業績、他の職員との均衡及び予算を考慮して決定する。
- 4 年俸制適用職員の号給は、当該年俸制適用職員の業績評価に基づき、これを改定できるものとする。
- 5 第3項に定めるもののほか、基本年俸の決定等に関する事項は、別に定める。
- 6 第4項に定める業績評価に関する事項は、別に定める。

（扶養手当）

第7条 扶養手当は、「国立大学法人電気通信大学職員給与規程」（以下「職員給与規程」という。）第14条の規定を準用する。この場合において、同条第3項の「13,000円」とあるのは「13,000円と13,000円に職員給与規程第16条第2項第1号に規定する支給割合（以下「地域手当支給割合」という。）を乗じて得た額を合計した額」と、「6,500円」とあるのは「6,500円と6,500円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額」と、「11,000円」とあるのは「11,000円と11,000円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額」と、同条第4項の「5,000円」とあるのは「5,000円と5,000円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額」とそれぞれ読み替えるものとする。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は、職員給与規程第15条の規定及び「国立大学法人電気通信大学管理職手当支給細則」（以下「管理職手当支給細則」という。）の規定を準用する。この場合において、管理職手当支給細則別表2教育研究職本給表は、次のとおり読み替えるものとする。

職種	区分	管理職手当額
	2種	106,900円と106,900円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額
	3種	93,500円と93,500円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額

教授	4種	80,200円と80,200円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額
	5種	66,800円と66,800円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額
	6種	30,000円と30,000円に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額

(住居手当)

第9条 住居手当は、職員給与規程第17条の規定を準用する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、職員給与規程第18条の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第11条 単身赴任手当は、職員給与規程第19条の規定及び「国立大学法人電気通信大学単身赴任手当支給細則」の規定を準用する。

(特殊勤務手当)

第12条 特殊勤務手当は職員給与規程第20条の規定及び「国立大学法人電気通信大学特殊勤務手当支給細則」(以下「特殊勤務手当支給細則」という。)の規定を準用する。この場合において特殊勤務手当支給細則第4条第2項の「イ 一般職本給表(一)7級以上の級、教育研究職本給表5級」とあるのは「教授」と、「ロ 一般職本給表(一)6級、5級、4級及び教育研究職本給表4級、3級」とあるのは「准教授、講師」と、「ハ 一般職本給表(一)3級及び教育研究職本給表2級」とあるのは「助教」とそれぞれ読み替えるものとする。

(超過勤務手当)

第13条 超過勤務手当は、職員給与規程第21条の規定及び「国立大学法人電気通信大学超過勤務手当、休日給支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第21条の「第32条」とあるのは「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程(以下「年俸制適用職員給与規程」という。)第20条」と読み替えるものとする。

(休日給)

第14条 休日給は、職員給与規程第22条の規定及び「国立大学法人電気通信大学超過勤務手当、休日給支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第22条の「第32条」とあるのは「年俸制適用職員給与規程第20条」と読み替えるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第15条 管理職員特別勤務手当は、職員給与規程第23条の規定及び「国立大学法人電気通信大学管理職員特別勤務手当支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第23条の「第15条」とあるのは「年俸制適用職員給与規程第8条」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第16条 初任給調整手当は、職員給与規程第24条の規定及び「国立大学法人電気通信大学初任給調整手当支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第24条の「教育研究職本給表の適用を受ける職員」とあるのは「年俸制適用職員」と読み

替えるものとする。

(クロスアポイントメント手当)

第16条の2 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程に基づくクロスアポイントメント制度に関する協定により指定された教育研究職員（以下「クロスアポイントメント教員」という。）に対して、第3項に定める申出を学長が受理した場合に支給する。

2 クロスアポイントメント手当の支給額は、クロスアポイントメント教員に対してこの規程に基づき支給される本給、扶養手当、管理職手当、住居手当、単身赴任手当及び初任給調整手当の月額に当該クロスアポイントメント教員の業務のうちクロスアポイントメントの相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与種別に相当する給与の月額に当該割合を乗じて得た額との差額並びにこの規程に定める給与種別（相当する給与種別を含む。）以外の給与種別であって当該相手先機関がその給与制度に基づき当該クロスアポイントメント教員に対して支給を希望する給与の月額の合計額を原則とする。

3 クロスアポイントメント手当は、クロスアポイントメントの相手先機関が、前項に規定する額の支払いを学長に申し出て、かつ、相手先機関がその必要経費を負担する場合に限り、本学から支給する。

4 クロスアポイントメント手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

一 相手先機関が、前項の申し出を取り下げた場合

二 相手先機関が、学長が指定した期日までに、前項に規定する必要経費を本学に送金しなかった場合

三 その他学長が支給することが不適切であると判断した場合

5 学長は、前項第三号に基づいてクロスアポイントメント教員にクロスアポイントメント手当を支給しない場合、相手先機関に対し、申出を辞退するものとする。

6 第1項から前項までに規定するもののほか、クロスアポイントメント手当に関し必要な事項は、学長が定める。

(寒冷地手当)

第17条 寒冷地手当は、職員給与規程第28条の規定を準用する。この場合において「第30条第1項及び第2項」とあるのは「年俸制適用職員給与規程第18条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第18条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、その休職期間中、給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付が支給される場合にあつては、調整することができる。

2 年俸制適用職員が前項の傷病以外の傷病により休職となった場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職

となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 4 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第3号、第4号、第6号及び第9号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第5号及び第7号により休職となった場合には、その期間中給与を支給しない。
- 6 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第8号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、住居手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ学長の承認を得て、別に定めるところにより本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

（育児休業者の給与）

第19条 「国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程」により育児休業等をする職員、「国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程」により介護休業等をする職員又は「国立大学法人電気通信大学職員自己啓発等休業規程」により自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、育児休業をした期間についてはその期間の100分の100以内、介護休業をした期間についてはその期間の2分の1、自己啓発等休業をした期間についてはその期間の100分の100以内（大学等における修学のための休業であって職員としての職務に特に有用であると認められる休業期間以外の期間については100分の50以内）に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。
- 三 職員が育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。
- 四 前三号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等又は自己啓発等休業の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第20条 第14条、第15条及び前条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、本給の月額、管理職手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 前項の本給の月額は、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

(給与の減額)

第21条 年俸制適用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額を、別に定めるところにより計算し、その次の給与期間以降の本給から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、学長の許可を受けた短期労働組合専従、育児時間又は介護部分休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(本給の半減)

第22条 前条の規定にかかわらず、年俸制適用職員が負傷若しくは疾病（業務上及び通勤による負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、本給の半減について必要な事項は、別に定めるものとする。

(日割り計算)

第23条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から給与を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の場合であって、その月の初日から又は末日まで支給する以外ときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算によって計算するものとする。

5 前四項の規定は、第8条に規定する管理職手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第24条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条及び第14条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給又は第19条及び第21条に規定する勤務時間1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第25条 この規程に基づく給与は、現金で直接年俸制適用職員に支払うものとする。ただし、法令その他の規則等に基づき年俸制適用職員の給与から控除すべき額がある場合には、その年俸制適用職員に支払うべき給与から控除して支払うものとする。

2 年俸制適用職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払について必要な事項は、別に定めるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規程の実施について必要な事項は、職員給与規程の定めによるもののほか、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

別表第1 教職員年俸表

号給	年俸	本給の月額
	円	円
1	2,400,000	200,000
2	2,520,000	210,000
3	2,640,000	220,000
4	2,760,000	230,000
5	2,880,000	240,000
6	3,000,000	250,000
7	3,120,000	260,000
8	3,240,000	270,000
9	3,360,000	280,000
10	3,480,000	290,000
11	3,600,000	300,000
12	3,720,000	310,000
13	3,840,000	320,000
14	3,960,000	330,000
15	4,080,000	340,000
16	4,200,000	350,000
17	4,320,000	360,000
18	4,440,000	370,000
19	4,560,000	380,000
20	4,680,000	390,000
21	4,800,000	400,000
22	4,920,000	410,000
23	5,040,000	420,000
24	5,160,000	430,000
25	5,280,000	440,000
26	5,400,000	450,000
27	5,520,000	460,000
28	5,640,000	470,000
29	5,760,000	480,000
30	5,880,000	490,000
31	6,000,000	500,000
32	6,120,000	510,000
33	6,240,000	520,000
34	6,360,000	530,000
35	6,480,000	540,000
36	6,600,000	550,000
37	6,720,000	560,000
38	6,840,000	570,000
39	6,960,000	580,000
40	7,080,000	590,000
41	7,200,000	600,000
42	7,320,000	610,000
43	7,440,000	620,000
44	7,560,000	630,000
45	7,680,000	640,000
46	7,800,000	650,000
47	7,920,000	660,000
48	8,040,000	670,000



49	8,160,000	680,000
50	8,280,000	690,000
51	8,400,000	700,000
52	8,520,000	710,000
53	8,640,000	720,000
54	8,760,000	730,000
55	8,880,000	740,000
56	9,000,000	750,000
57	9,120,000	760,000
58	9,240,000	770,000
59	9,360,000	780,000
60	9,480,000	790,000
61	9,600,000	800,000
62	9,720,000	810,000
63	9,840,000	820,000
64	9,960,000	830,000
65	10,080,000	840,000
66	10,200,000	850,000
67	10,320,000	860,000
68	10,440,000	870,000
69	10,560,000	880,000
70	10,680,000	890,000
71	10,800,000	900,000
72	10,920,000	910,000
73	11,040,000	920,000
74	11,160,000	930,000
75	11,280,000	940,000
76	11,400,000	950,000
77	11,520,000	960,000
78	11,640,000	970,000
79	11,760,000	980,000
80	11,880,000	990,000
81	12,000,000	1,000,000
82	12,120,000	1,010,000
83	12,240,000	1,020,000
84	12,360,000	1,030,000
85	12,480,000	1,040,000
86	12,600,000	1,050,000
87	12,720,000	1,060,000
88	12,840,000	1,070,000
89	12,960,000	1,080,000
90	13,080,000	1,090,000
91	13,200,000	1,100,000
92	13,320,000	1,110,000
93	13,440,000	1,120,000
94	13,560,000	1,130,000
95	13,680,000	1,140,000
96	13,800,000	1,150,000
97	13,920,000	1,160,000
98	14,040,000	1,170,000

99	14,160,000	1,180,000
100	14,280,000	1,190,000
101	14,400,000	1,200,000
102	14,520,000	1,210,000
103	14,640,000	1,220,000
104	14,760,000	1,230,000
105	14,880,000	1,240,000
106	15,000,000	1,250,000
107	15,120,000	1,260,000
108	15,240,000	1,270,000
109	15,360,000	1,280,000
110	15,480,000	1,290,000
111	15,600,000	1,300,000
112	15,720,000	1,310,000
113	15,840,000	1,320,000
114	15,960,000	1,330,000
115	16,080,000	1,340,000
116	16,200,000	1,350,000
117	16,320,000	1,360,000
118	16,440,000	1,370,000
119	16,560,000	1,380,000
120	16,680,000	1,390,000
121	16,800,000	1,400,000
122	16,920,000	1,410,000
123	17,040,000	1,420,000
124	17,160,000	1,430,000
125	17,280,000	1,440,000
126	17,400,000	1,450,000
127	17,520,000	1,460,000
128	17,640,000	1,470,000
129	17,760,000	1,480,000
130	17,880,000	1,490,000
131	18,000,000	1,500,000
132	18,120,000	1,510,000
133	18,240,000	1,520,000
134	18,360,000	1,530,000
135	18,480,000	1,540,000
136	18,600,000	1,550,000
137	18,720,000	1,560,000
138	18,840,000	1,570,000
139	18,960,000	1,580,000
140	19,080,000	1,590,000
141	19,200,000	1,600,000
142	19,320,000	1,610,000
143	19,440,000	1,620,000
144	19,560,000	1,630,000
145	19,680,000	1,640,000
146	19,800,000	1,650,000
147	19,920,000	1,660,000
148	20,040,000	1,670,000

149	20,160,000	1,680,000
150	20,280,000	1,690,000
151	20,400,000	1,700,000
152	20,520,000	1,710,000
153	20,640,000	1,720,000
154	20,760,000	1,730,000
155	20,880,000	1,740,000
156	21,000,000	1,750,000
157	21,120,000	1,760,000
158	21,240,000	1,770,000
159	21,360,000	1,780,000
160	21,480,000	1,790,000
161	21,600,000	1,800,000
162	21,720,000	1,810,000
163	21,840,000	1,820,000
164	21,960,000	1,830,000
165	22,080,000	1,840,000
166	22,200,000	1,850,000
167	22,320,000	1,860,000
168	22,440,000	1,870,000
169	22,560,000	1,880,000
170	22,680,000	1,890,000
171	22,800,000	1,900,000
172	22,920,000	1,910,000
173	23,040,000	1,920,000
174	23,160,000	1,930,000
175	23,280,000	1,940,000
176	23,400,000	1,950,000
177	23,520,000	1,960,000
178	23,640,000	1,970,000
179	23,760,000	1,980,000
180	23,880,000	1,990,000
181	24,000,000	2,000,000